第14号議案

平成23年度京都府病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

551床

(2) 年間延べ患者数

入院

170, 190人

外来

161, 284人

(3) 一日平均患者数

入

完

465人

小 来

661人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

第 1 款 病院事業収益

8,030,874千円

第 1 項 医 業 収 益

7, 274, 209千円

第2項 医 業 外 収 益

591,470千円

第3項 看護学校収益

165,045千円

第 4 項	特	別 利	益	150千円
		支		出
第 1 款	病院	事 業 費	用	8,541,036千円
第 1 項	医	業費	用	8, 218, 589千円
第 2 項	医 業	外 費	用	134,812千円
第 3 項	看 護	学 校 費	用	177, 936千円
第 4 項	特	引 損	失	9, 399千円
第 5 項	子	備	費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額372,462千円は、過年度分損益勘定留保 資金372,462千円で補塡するものとする。)。

		収		入
第 1 款	資 本	的 収	入	932, 716千円
第 1 項	企	業	債	111,000千円
第 2 項	出	資	金	821,716千円
		文		出
第 1 款	資 本	的 支	出	1,305,178千円
第 1 項	建設	改良	費	721, 182千円
第 2 項	企 業	債 償 還	金	569, 514千円
\$\$ 0 ±55			^	14 400 T E
第 3 項	長 期	負 付	金	14, 482千円

第5条 起情の目的、限度額、起情の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的

洛南病院、与謝の海病院施設設備整備資金に充てるため。

限 度 額

111.000千円

起情の方法

証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)

利率

年10.0%以内

償還の方法

- (1) 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。
- (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
- (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用中給与費と看護学校費用中給与費との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

4,563,190千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、718,186千円と定める。

(棚卸資產購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、1,615,295千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種		***	類	名	称	数	<u>=</u>
器	械	備	FI FI	電子カルテシステム		一式	

平成23年2月7日提出

京都府知事 山 田 啓 二